

災害対策協力行動指針

令和 7 年 4 月 1 日
(一社)旭川建設業協会

(趣 旨)

1. この行動指針は、北海道開発局、北海道、旭川市（以下、「行政機関等」という）から発せられる出動要請に対し、協力業務の実施に関する当協会及び会員企業の基本的な行動基準を定めるものである。

(非常時の参集)

2. 休日又は退社後に行政機関から出動要請があったときは、別記 図-1「非常時参集体制及び連絡網」に基づき、協会事務局による非常時体制をとるものとする。

(協力本部の設置)

3. 災害対策協力本部（以下、「協力本部」という）は、次の各号に掲げる場合で会長が必要と認めたとときに設置する。
 - (1) 行政機関から出動要請があったとき
 - (2) 当協会管内以外の地域において大規模な災害が発生し、又は発生の恐れがある場合で、広域的な協力が必要なとき
 - (3) その他必要と認めるとき

(協力本部の構成)

4. 協力本部の構成は、次のとおりとする。

構 成 員	職 務
本 部 長	① 本部長は会長とし、本部組織を統括する
副 本 部 長	① 副会長をこれにあてるものとし、本部長を助け、本部長に事故あるとき又は本部長が欠けたとき、その職務を代行する
本 部 員	① 事務局長及び事務局次長のほか、土木委員会の正副委員長が あたるものとし、必要な職務を行う ② 本部長又は副本部長のいずれも事故あるとき又は欠けたときは、 事務局長が本部長の職務を代行する

(協力本部会議)

5. 協力本部に、協力本部会議（以下、「本部会議」という）を置くものとし、その運営は次による。

- (1) 本部会議は、会長が招集する
- (2) 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する
- (3) 本部会議は、会員企業への出動の指示に関する事項等を協議・決定する

(協力実施体制)

6. 本部会議が決定した事項を適切かつ迅速に実施するため、協力本部に協力本部事務局（以下、「事務局」という）を置くものとし、その運営は次による。

- (1) 事務局に、事務局長を置くとともに、事務局長には、協会専務理事があたるものとし、事務局の事務を統括する
- (2) 事務局には、次の災害対策協力班を置くことを基本とする

災 害 対 策 協 力 班

班 名	業 務 分 担
総 務 班	①協力本部の運営に関すること ②電話通信回線の確保に関すること 報道機関との対応に関すること ③その他問い合わせ等外部との対応(指示・伝達班が分担する事務を除く)に関すること
情報収集・調査班	①災害情報の収集・伝達に関すること ②建設資材・機材及び労力等（以下、「資機材等」という）の把握・確保に関すること ③会員企業の被災状況の調査に関すること
指 示 ・ 伝 達 班	①行政機関との連絡・調整に関すること ②会員企業に対する出動の指示・調整に関すること

(地区別協力会員)

7. 行政機関から出動要請があったとき、適切かつ迅速に応急措置を実施するため、次の区割りによる地区別協力会員が出動するものとする。

- ①春光・鷹栖・比布地区
- ②永山・当麻・上川地区(愛別を含む)
- ③旭川中央・東川地区
- ④神楽・東神楽・美瑛地区
- ⑤神居・台場・幌加内地区
- ⑥富良野・占冠地区(上富良野・中富良野・南富良野を含む)
- ⑦和寒・士別・朝日地区(剣淵を含む)
- ⑧風連・名寄・下川地区
- ⑨美深・中川地区(音威子府を含む)

(指示・連絡系統)

8. 協力実施体制における指示・連絡系統は、別記 図－2「災害対策協力本部指示・連絡系統」及び別記 図－3「応急措置実施体制の指示・連絡系統」による。

(情報の一元的管理)

9. 協力本部における、情報の受理・伝達及び会員企業に対する指示・調整等の災害情報を一元的に管理するため、協力本部に情報管理責任者を置くものとし、次のことを行う。

- (1) 情報管理責任者は事務局長があたるものとし、情報を統括・管理する
- (2) 緊急時の指示・伝達情報の混乱を避けるため、情報管理責任者は、協会常務理事(事務局次長)を対応責任者に指名し、出動要請に係る行政機関との連絡・調整及び会員企業に対する出動の指示・調整を専担させる

(情報の記録及び報告)

10. 情報の受理・伝達者及び対応責任者は、その都度、別記様式 1「災害情報等に関する受理・伝達記録票」に記録し、速やかに情報管理責任者へ報告すること。

(出動要請を受けた会員企業)

11. 行政機関の出動要請に基づく、協力本部からの出動指示又は行政機関からの出動要請を受けた会員企業は、次の事項を実施する。

- (1) 直ちに応急措置の実施体制を整え、指定された場所へ出動すること
- (2) 指示された場所へ出動後、直ちに、行政機関の現地責任者に対し、出動時刻、現地責任者及び資機材等の種類・数量を報告し、その指示に従うこと
- (3) 行政機関から直接、出動要請を受けた会員企業は、別記様式 2「出動要請の受理報告書」に必要事項を記入の上、速やかに協会事務局長へ報告すること

(会員企業における防災管理体制等の整備)

12. 各会員企業は、行政機関からの出動要請に即応できるよう、次の事項を実施する。

- (1) 別記図－1・2 を参考として「災害等発生出動要請時の連絡体制」を企業内であらかじめ整備しておくこと
- (2) あらかじめ協力会社を組織編成しておくとともに、責任協力幹事社及び連絡責任者を定めておくこと
- (3) 災害時に提供可能な資機材等を概括的に把握するため、別記様式 3「建設資機材等保有状況報告書」により、毎年3月20日までに協会事務局長へ報告すること

(防災訓練)

13. 行政機関との協力体制を充実・強化し、災害時の機動的対応に資するため、必要に応じ、情報伝達・確認等の出動要請に関する防災訓練を実施する。

(事前の報告)

14. 行政機関との協力体制の充実を図るため、災害時の協力実施体制、指示・連絡系統及び会員企業から受けた資機材等の種類・数量等を、毎年4月末日迄に一般社団法人 北海道建設業協会を經由して行政機関へ報告する。

なお、指示・連絡系統に変更が生じたときは、速やかに同協会経由で行政機関へ報告する。